

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)							工 程	改定案(平成27年3月)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要	試験成績等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~P194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし「%」を全角に統一。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。	
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	「%」を全角に統一。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。		
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	「%」を全角に統一。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。		
(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192					
		練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書 C	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 標準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書 C	上水道水及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 標準編 (土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量；200ppm以下 セメントの凝結時間の差；始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比；材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195  [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P602			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量；200ppm以下 セメントの凝結時間の差；始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比；材齢7及び28日で90%以上			その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192  [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725	「%」を全角に統一。
製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	「%」を全角に統一。
		レディミキストコンクリートの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート中のモルタル単位容積質量差；0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差；5%以下 圧縮強度平均値からの差；7.5%以下 空気量平均値からの差；10%以下 スランプ平均値からの差；15%以下 公称容量の1/2の場合； コンクリート中のモルタル単位容積質量差；0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差；5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200		レディミキストコンクリートの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート中のモルタル量の偏差率；0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率；5%以下 圧縮強度の偏差率；7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率；10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率；15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。	
		連続ミキサの場合； 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差；0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差；5%以下 圧縮強度差；7.5%以下 空気量差；1%以下 スランプ差；3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355  [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		連続ミキサの場合； 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差；0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差；5%以下 圧縮強度差；7.5%以下 空気量差；1%以下 スランプ差；3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。					[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411  [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。
		細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。				細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。			記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上					粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上					記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
施工 必須		塩化物総量規制 [コンクリートの耐久性向上]	原則0.3kg/m3以下	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工 必須		塩化物総量規制 [コンクリートの耐久性向上]	原則0.3kg/m3以下	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	平成15年10月2日 通達「レディーミクストコンクリートの品質確保について」				単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	平成15年10月2日 通達「レディーミクストコンクリートの品質確保について」			重要構造物以外の適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328			重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198			重要構造物以外の適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 「%」を全角に統一。 三点リーダー「…」を統一。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P423、426、434				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506、509、518			重要構造物以外での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 「%」を全角に統一。	
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。		打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	[2007年制定]舗装標準示方書 P265				コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。				[2007年制定]舗装標準示方書 P265			「%」を全角に統一。	
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。							
	その他		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						その他		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112									

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)							工 程	改定案(平成27年3月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P216	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P211	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。「%」を全角に統一。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート構壁及びカルパート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」				テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート構壁及びカルパート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	
その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。「%」を全角に統一。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左			〔非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について〕(H24.3.28.国官技第357号)	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験等によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	〔非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について〕(H24.3.28.国官技第357号)
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左			〔非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について〕(H24.3.28.国官技第357号)	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	同左
2 ガス圧	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	2 ガス圧	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
					熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。						鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14			
施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
				熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14									

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)							工 程	改定案(平成27年3月)							改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)
3 既製杭	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P551	3 既製杭	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P551	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。「-」を全角に統一。
			施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm× $\pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm× $\pi$ 以下とする。				JISハンドブック				JISハンドブック			
	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目), 126	3 既製杭	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目), 126	「%」を全角に統一。
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目), 126				3 既製杭	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	
その他	必須	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103(試験項目), 126	3 既製杭	その他	必須	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験				JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボリューション工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177	3 既製杭				その他	必須	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボリューション工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10$ cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>		道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 562, 564		3 既製杭	その他	必須			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10$ cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm <sup>2</sup>	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37, 38	4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P37, 38	「%」を全角に統一。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	○	舗装施工便覧 P53, 250～251	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102				JIS A 5001 表2参照	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53, 250～251					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				塑性指数PI：6以下	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P37					
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251				鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54, 84, 250～251	
道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54, 250～251									

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
	その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュヤランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P38	その他	骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュヤランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P38	「%」を全角に統一。	
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	△	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	△	(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	△	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	△	舗装施工便覧 P262		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	△	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	△	舗装施工便覧 平成18年2月 P262		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	△	1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	△	△	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	△	1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	△	△		
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	△	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	△	舗装施工便覧 P53		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	△	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	△	舗装施工便覧 平成18年2月 P53		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	△	塑性指数PI：6以下	△	△	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	△	塑性指数PI：6以下	△	△	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P37		
		含水比試験	JIS A 1203	△	設計図書による	△	△	舗装施工便覧 P250～251, 262		含水比試験	JIS A 1203	△	設計図書による	△	△	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 262		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251 舗装再生便覧 平成22年11月 P18	「%」を全角に統一。
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251				鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251	「%」を全角に統一。 「:」を全角に統一。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53, 250～251			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251	



平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250~251			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250~251	「」を全角に統一。
			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251	「%」を全角に統一。
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251	「」を全角に統一。
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251	「%」を全角に統一。

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P29, 250～251				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	〔規格値〕 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、 10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合： 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	〔規格値〕 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	平成18年2月 平成18年2月 平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。			
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			舗装施工便覧 P262, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内				舗装施工便覧 P262, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P84, 262				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P84, 262	平成18年2月	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			舗装施工便覧 P262				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			舗装施工便覧 P262	平成18年2月		
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる						6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる								

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)							工 程	改定案(平成27年3月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要
7.セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 84, 250～251	7.セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 84, 250～251	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 85, 250～251	「%」を全角に統一。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 85, 250～251			
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262, 250～251				粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251	「%」を全角に統一。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 平成18年2月 P262		
				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき(1～2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。	
8	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 250～251	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			舗装施工便覧 P28, 250～251	○			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 250～251	「%」を全角に統一。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251	○			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			舗装施工便覧 平成18年2月 P29, 250～251	「%」を全角に統一。		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251	○			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			舗装施工便覧 平成18年2月 P29, 250～251	「%」を全角に統一。		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			舗装施工便覧 P35, 250～251	○			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			舗装施工便覧 P35, 250～251	○			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250～251	「%」を全角に統一。		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
その他	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251	舗装施工便覧 P36, 250～251	平成18年2月	
		ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251		ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下				○	舗装施工便覧 P36, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251		ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下				○	舗装施工便覧 P36, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		ファイラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251		ファイラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下				○	舗装施工便覧 P36, 250～251	平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
その他	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	舗装施工便覧 P31, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31, 250～251		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下				○	舗装施工便覧 P31, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下				○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。
		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	平成18年2月	
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	平成18年2月		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
			蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 P19, 250～251			蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 250～251	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21, 250～251			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○	舗装施工便覧 P21, 250～251			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251		
			タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P21, 250～251			タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251	
フ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251		必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例：m/s)。「%」を全角に統一。	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	「%」を全角に統一。	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				○	舗装施工便覧 P263, 250～251			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	「%」を全角に統一。
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○	舗装施工便覧 P263			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	舗装施工便覧 P263	
そ の 他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255		
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由					
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)			
舗設現場	必須	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	舗設現場	必須	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	平成18年2月					
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304  (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251		平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。			
その他	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110,263	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110,263	平成18年2月					
		外観検査(混合物)	目視					○			舗装施工便覧 P263	目視					○	舗装施工便覧 P263	平成18年2月				
		その他	サベリ抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回					○		舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			○					
9 転圧コンクリート	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初				○	舗装施工便覧 P144	9 転圧コンクリート	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初				○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 突き固め率：96%									○	舗装施工便覧 P144	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 突き固め率：96%				○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
			ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%									○	舗装施工便覧 P144	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%				○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。							○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。			○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。							○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。							○	舗装施工便覧 P40,42	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。			○	舗装施工便覧 P40,42		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。								○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	JIS A 1104	設計図書による。				○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時							○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48		
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下				ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合：40%以下			○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17		「%」を全角に統一。						
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時				○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191								

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43, 251			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P43, 251	「%」を全角に統一。	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196 ~197 舗装施工便覧 P40, 251			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193 舗装施工便覧 平成18年2月 P40, 251	「%」を全角に統一。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186	「%」を全角に統一。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧P41, P43, P251			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41, P43, P251	「%」を全角に統一。
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下				○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧P41, P43, P251			骨材中に含まれる密度1.95g/cm3の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41, P43, P251	JISの改正に伴い試験項目の名称を変更。 「%」を全角に統一。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196 ~197			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	「%」を全角に統一。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
			練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308 C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308 C	上水道及び上水道水以外の水の場合: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。
			回収水の場合: JIS A 5308 C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602			回収水の場合: JIS A 5308 C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	「%」を全角に統一。
製造(プラント)その他			計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200			計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	「%」を全角に統一。
			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。



平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)						
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200				連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196								
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上			レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。			
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上							○		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上					○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。	
施工	必須		コンシステンシーVC試験	修正VC値の±10秒		1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54		施工	必須	コンシステンシーVC試験	修正VC値の±10秒				○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54							
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	「%」を全角に統一。			
			ランマー突き固め試験						○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54		ランマー突き固め試験							○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。			○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54, 60		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。				○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54, 60	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。		
			温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54				温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。						
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)			○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P55, 59		現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)				○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P55, 59	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。「%」を全角に統一。		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定							○			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定				○		長音符「ー」を削除。	
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251		10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251						
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			○					舗装施工便覧 P28, 250~251		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前				○	舗装施工便覧 P28, 250~251	「%」を全角に統一。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下									○	舗装施工便覧 P29, 250~251		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下					○	舗装施工便覧 P29, 250~251	「%」を全角に統一。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下									○	舗装施工便覧 P29, 250~251		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下					○	舗装施工便覧 P29, 250~251	「%」を全角に統一。
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。									○	舗装施工便覧 P35, 250~251		ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。					○	舗装施工便覧 P35, 250~251	
														○										○		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
その他	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				○	舗装施工便覧 P35, 250～251	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				○	舗装施工便覧 P35, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下				○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。		
必須	針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。	
	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下				○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P22, 250～251	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>			・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月	
	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm		配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm		配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	平成18年2月		
リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒(目標値)				○	舗装施工便覧 P206	リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒(目標値)				○	舗装施工便覧 P206	平成18年2月			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P3-96	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○	土木工事共通仕様書 P198			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上			○	土木工事共通仕様書 P3-96	「-」を全角に統一。
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例：m/s)。「%」を全角に統一。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	舗装施工便覧 P263, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	同上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例：m/s)。「%」を全角に統一。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		○	舗装施工便覧 P263, 250～251			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	「%」を全角に統一。	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 263			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P207, 263	
		舗設現場	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)				舗設現場	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。		舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	CBR試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。		舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～221	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～221			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	平成8年8月		
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				平成24年3月								
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 平成18年2月 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
その他		平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	延長40mにつき1箇所/割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	延長40mにつき1ヶ所/割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。							道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンチマーク法)	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンチマーク法)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施							道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンチマーク法)	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンチマーク法)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。					
施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221				現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221		
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	平成8年8月		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由					
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)			
その他			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による	表現の統一					
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
		含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			含水比試験	JIS A 1203		500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンダメータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。							たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンダメータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。					表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)				
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。						
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。																
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。				13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。			試験をボーリングで採取するための費用について、別途協議と認識されることを防止する。 「%」を全角に統一。			
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日				14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日					記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96							グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96							
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109, 110								適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109, 110		「%」を全角に統一。
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111								確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112, 113		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112, 113			
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P32			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P452, 454			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P35			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P453			
		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P37		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P35		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P170 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280	適用基準の改定に伴う変更 「%」を全角に統一。			
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成26年8月	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	適用基準の改定に伴う変更 「%」を全角に統一。				
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による 平成24年3月		表現の統一		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	○ ○	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 ○ ○ のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	○ ○	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
工 程	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材II)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	「%」を全角に統一。									
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 1110 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。									
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。								
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	「%」を全角に統一。									
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。									
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。								
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。									
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。									
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。								
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725											
製 造 (フ ラ ン ト)	必須	骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。										
	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上													

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)																						
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	改定理由												
その他	計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	その他	計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	「%」を全角に統一。														
																			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単 位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンション(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P92, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。
施工	塩化物総量規制	その他	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。																
																	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。			
																														必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。																		
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○																				
17 現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	17 現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。													
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。																



平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
工 程 (H1Sマーク)	必須	試験区分	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	「%」を全角に統一。		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P47	○		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	「%」を全角に統一。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利、 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石、 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195	○		練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P192	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			回収水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195 〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○		回収水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P192 〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P225	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	「%」を全角に統一。
製造 (H1Sマーク)	必須	試験区分	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		製造 (H1Sマーク)	必須	試験区分	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
その他	計量設備の計量精度	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	その他	計量設備の計量精度	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	「%」を全角に統一。	
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。	
その他	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。		
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャットピングを行う。1日に6本(α7～3本、α28～3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャットピングを行う。1日に6本(α7～3本、α28～3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 長音符「ー」を削除。 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71			
その他	塩化物総量規制(耐久性向上)	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	その他	塩化物総量規制(耐久性向上)	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。		
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。			
その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	○	○	○	○	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	○	○	○	○	「%」を全角に統一。	
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○	○	○	○	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	○	○	○	○	○	
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	○	河川土工マニュアル P267	18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	○	河川土工マニュアル P267	○	
その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	○	○	河川土工マニュアル P267	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	○	河川土工マニュアル P267	○	○	○	○	
その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○	河川土工マニュアル P267	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	河川土工マニュアル P267	○	○	○	○	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
18 河川土 工	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	18 河川土 工	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267				土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。		河川土工マニュアルP73~76, 267				現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	河川土工マニュアルP73~76, 267	平均値で判定するため、規格値を著しく下回った場合の記載が必要である。 「%」を全角に統一。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満: 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満: 10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満: 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満: 10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	「%」を全角に統一。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による				
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		河川土工マニュアル P267			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィックビリティが悪いとき。		河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィックビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267		
19 海岸土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267		19 海岸土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267	土の粒度試験	JIS A 1204			設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267	土粒子の密度試験			JIS A 1202					河川土工マニュアル P267		
			土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	土の含水比試験			JIS A 1203					河川土工マニュアル P267		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267	土の液性限界・塑性限界試験			JIS A 1205					河川土工マニュアル P267		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	土の一軸圧縮試験			JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	土の三軸圧縮試験			地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267		
			土の圧密試験	JIS A 1217				河川土工マニュアル P267	土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267					

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218				河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 <b>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</b>	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	試験1回当たりの測定箇所数を明確にする。 「%」を全角に統一。	
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	「%」を全角に統一。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による		
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		河川土工マニュアル P267		その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			河川土工マニュアル P267	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィックビリティが悪いとき。		河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィックビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267	
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		河川土工マニュアル P267	20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。 <b>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</b>	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	①砂防工事において、延長方向で管理が必要がある縦断工作物は、工事用道路、堤防との取り付け部、側壁部等であるため。 ②試験1回当たりの測定箇所数を明確にする。 「%」を全角に統一。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成25年8月	「%」を全角に統一。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による			
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216								土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説								土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217								土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説								土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218								土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222	「%」を全角に統一。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3</li> <li>準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3</li> <li>軟石：約2g/cm3未満</li> </ul> </li> </ul>	○	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3</li> <li>準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3</li> <li>軟石：約2g/cm3未満</li> </ul> </li> </ul>	○	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	「%」を全角に統一。
				岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：5%未満</li> <li>準硬石：5%以上15%未満</li> <li>軟石：15%以上</li> </ul> </li> </ul>	○					「%」を全角に統一。						
				岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： <ul style="list-style-type: none"> <li>硬石：4903N/cm2以上</li> <li>準硬石：980.66N/cm2以上</li> <li>4903N/cm2未満</li> <li>軟石：980.66N/cm2未満</li> </ul> </li> </ul>	○											
				岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○					JISハンドブック	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック	
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区分間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	ブルーフローリング					舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区分間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			
				平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	その他					平板載荷試験 JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	現場CBR試験					JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			
				含水比試験	JIS A 1203	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	含水比試験	JIS A 1203					路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220					
コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	必要に応じて実施。(例)トリアフィカビリティが悪い時	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	必要に応じて実施。(例)トリアフィカビリティが悪い時	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220													
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンダのビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ベンダのビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。												

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
23 コンクリートダム	材料へJISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	材料へJISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽乾密度: 2.5以上 吸水率: [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P52, 53	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 48	適用基準の改定年度を変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49, 54				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44~45, 50	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192					
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモル圧縮強度による試験方法」による。		○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	「%」を全角に統一。				
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材: 1.0%以下 (ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下) 細骨材: 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P51, 54				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。				
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P54				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P50	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P51, 54				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	「%」を全角に統一。				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P50, 52		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P45, 48~49	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。 「%」を全角に統一。			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P49	「%」を全角に統一。				

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成25年3月)								工 種	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P602	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P725	「%」を全角に統一。										
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200		製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	「%」を全角に統一。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。						
			連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。										
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。									
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	1回/日以上	○		記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。											
			施工 必須	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、街灯工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。								
			施工 必須	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、街灯工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。								



平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回) 重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)				単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)			重要構造物以外の適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197			重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P423, 426, 434 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P37			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506, 509, 518 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P33			重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 「%」を全角に統一。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38～40			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P34～35			小規模工種での適用について、累積打設量150m <sup>3</sup> ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。	
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。						温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。								
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上				その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上					
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
24 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197		24 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194			記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194			記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	○			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	○	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
製造(フランク)			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	○	「%」を全角に統一。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砕砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308(附属書C)	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308(附属書C)	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	○	「及び」の重複を解消。 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
		回収水の場合: JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○			回収水の場合: JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	○	「%」を全角に統一。		
		計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	○			計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	○	「%」を全角に統一。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)										
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	改定理由
ミキサの練混ぜ性能試験	-	-	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以 下 スランプ平均値からの差:15% 以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P96, 200	-	-	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量 の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率:10%以下 コンシステンシー(スラン プ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。
			連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。			○	[2010年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(土木学会 規程) P355 [2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P200				連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上。			○	[2013年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(土木学会 規程) P411 [2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P196	記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。
			細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外 の場合に適用する。	○							細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外 の場合に適用する。	○
粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125		1回/日以上		○				粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125		1回/日以上		○						記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。
施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容 差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容 差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P201	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容 差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容 差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3 ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。
単位水量測定		「レディーミクスト コンクリートの品 質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3の範囲にある場合は そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3を超え±20kg/m3の 範囲にある場合は、水量変動の 原因を調査し、生コン製造者に 改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合 設計±15kg/m3以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単位 水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値 を超える場合は、生コンを打込 ます前に、持ち帰らせ、水量変動 の原因を調査し、生コン製造業 者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定 を行い、配合設計±20kg/m3以内 になることを確認する。更に、 配合設計±15kg/m3以内で安定す るまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超 える場合は1回に限り試験を実施 することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果の うち、配合設計との差の絶対値 の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1 回)、重要構造物の場合は重 要度に応じて100~150m3ごと に1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたときとし、 測定回数が多い方を採用す る。	示方配合の単位水量の上限値は、粗 骨材の最大寸法が20mm~25mmの場 合は175kg/m3、40mmの場合は 165kg/m3を基本とする。			○	「レディーミクストコン クリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)	単位水量測定	「レディーミクスト コンクリートの品 質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3の範囲にある場合は そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3を超え±20kg/m3の 範囲にある場合は、水量変動の 原因を調査し、生コン製造者に 改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合 設計±15kg/m3以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単位 水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値 を超える場合は、生コンを打込 ます前に、持ち帰らせ、水量変動 の原因を調査し、生コン製造業 者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定 を行い、配合設計±20kg/m3以内 になることを確認する。更に、 配合設計±15kg/m3以内で安定す るまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超 える場合は1回に限り試験を実施 することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果の うち、配合設計との差の絶対値 の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1 回)以上、重要構造物の場合 は重要度に応じて100m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められたと きとし、測定回数が多い方を 採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗 骨材の最大寸法が20mm~25mmの場 合は175kg/m3、40mmの場合は 165kg/m3を基本とする。		○	「レディーミクストコン クリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3 ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。		
コンクリートの圧 縮強度試験		JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強 度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試 体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3か ら150m3ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められた 時。なお、テストピースは打 設場所から採取し、1回につき6 個(σ7...3個、σ28...3個) とする。				○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P202	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強 度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試 体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。なお、テストピースは打 設場所から採取し、1回につき6 個(σ7...3個、σ28...3個) とする。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3 ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。 三点リーダ「…」を統一。		
塩化物総量規制		「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と 午後またがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定 回数は3回とする)試験の判定 は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JSCE-C502, 503)または設計 図書の規定により行う。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P201	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と 午後またがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定 回数は3回とする)試験の判 定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JSCE-C502, 503)または設計 図書の規定により行う。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198	記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。	
空気量測定		JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。				○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(JIS規格 集) P423, 426, 434	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(JIS規格 集) P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3 ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(ノ)を全角に統一。た だし単位は半角(例:m/s)。 「%」を全角に統一。		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。						コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211	
		テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規格) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」			テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規格) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。「%」を全角に統一。	
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。				
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	適用基準の改定に伴う変更 「%」を全角に統一。				

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
工 程		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	「%」を全角に統一。		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。		
		粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	「%」を全角に統一。		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	「及び」の重複を解消。記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。
		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			○		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	「%」を全角に統一。		
		製造(プラント)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内		・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	製造(プラント)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下		工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下		工事開始前及び工事中1回/年以上。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更 記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。				
連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下						○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下				[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	「%」を全角に統一。				

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○					記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。								
	施工	必須	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198~199	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7~3本、φ28~3本、)とする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237				「%」を全角に統一。「=」を全角に統一。							
				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198				重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。							
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P506, 509, 518				重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。							
27 路上再生路盤工	材料	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				27 路上再生路盤工	材料	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
			外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239	材質は製造会社の試験による。					トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239							
27 路上再生路盤工	材料	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	27 路上再生路盤工	材料	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241												
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等にを行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等にを行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。					トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	条文の変更はないが、試験方法として、「参考資料『ロックボルトの引抜き試験』による」とあるため、品質管理基準に掲載する必要がある。						
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が510,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72	27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 平成18年2月 P250, 251 舗装再生便覧 平成22年11月 P72	「%」を全角に統一。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	当初及び材料の変化時					舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217						

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下				舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下				舗装再生便覧 平成22年11月 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194~195			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43,P191~192	
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91,135,136		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装再生便覧 平成22年11月 P91,135,136	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。「%」を全角に統一。			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P77,91		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 平成22年11月 P77,91		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。				舗装再生便覧 P73,91		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。				舗装再生便覧 平成22年11月 P73,91		
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日			舗装再生便覧 P91		含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日			舗装再生便覧 平成22年11月 P91	記号・数式のスラッシュ (/) を全角に統一。ただし単位は半角 (例: m/s)。	
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 P95		旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 P95		既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				舗装再生便覧 P95		既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 P95		既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 P95		舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179,97 舗装再生便覧 P100		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P179,97 舗装再生便覧 平成22年11月 P100				

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111, 135, 136	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P201 舗装再生便覧 平成22年11月 P111, 135, 136	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。「%」を全角に統一。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108, 111				温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P183 舗装再生便覧 平成22年11月 P108, 111		
			かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P111					かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m2毎			舗装再生便覧 平成22年11月 P111
	その他			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	その他			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	「%」を全角に統一。
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	粒度(75μmフルイ)				舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	「%」を全角に統一。		
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	アスファルト量抽出粒度分析試験				舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111	「%」を全角に統一。		
29 排水性舗装・透水性舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 119, 188～191, 250～251	29 排水性舗装・透水性舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 119, 188～191, 250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下		舗装施工便覧 P250～251, 28				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下		舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 28	「%」を全角に統一。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		舗装施工便覧 P250～251, 29				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 29	「%」を全角に統一。			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		舗装施工便覧 P250～251, 29				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 29	「%」を全角に統一。			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。		舗装施工便覧 P250～251, 34				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。		舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34				
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		舗装施工便覧 P250～251, 35				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35	「%」を全角に統一。			



平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251,36	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251,36	平成18年2月		
	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,36		ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,36	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,31		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,31	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28,31		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,28,31	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,29	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。	
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月		
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○	舗装施工便覧 P250～251,21		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月		
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月		
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,21		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月	「%」を全角に統一。	
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251,21		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月		
密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P250～251,21		密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P250～251,21	平成18年2月			
ブランド	必須 粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251	ブランド	必須 粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263,250～251	平成18年2月	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。「%」を全角に統一。	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	舗装施工便覧 P263, 250~251			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。「%」を全角に統一。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内				○			舗装施工便覧 P263, 250~251	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	「%」を全角に統一。						
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時						○								
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	舗装施工便覧 P255				○	舗装施工便覧 P255	舗装施工便覧 平成18年2月 P255						
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	舗装施工便覧 P255				○	舗装施工便覧 P255	舗装施工便覧 平成18年2月 P255						
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	舗装施工便覧 P255				○	舗装施工便覧 P255	舗装施工便覧 平成18年2月 P255						
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	舗装施工便覧 P124				○	舗装施工便覧 P124	舗装施工便覧 平成18年2月 P124						
			必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)												
			現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-122	X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。		・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」(H13.6.26 省令第103号) 第6条 ・舗装設計施工指針 H18 P137						現場透水試験 便覧 [1]-122 X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。	・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」(H13.6.26 省令第103号) 第6条 ・舗装設計施工指針 平成18年2月 H18 P137				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250~251 舗装設計施工指針 P312					現場密度の測定 便覧 [3]-97 基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、P250~251 舗装設計施工指針 平成18年2月 P312	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。「%」を全角に統一。				
外観検査(混合物)	目視		随時					舗装施工便覧 P263									舗装施工便覧 平成18年2月 P263			
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。		○	舗装再生便覧 P60	30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。		○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	3.8%以上				○				舗装再生便覧 P11, 60	舗装再生便覧 平成22年11月 P11, 60	「%」を全角に統一。					
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		舗装再生便覧 P11, 60					○	舗装再生便覧 平成22年11月 P11, 60	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。					
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	舗装再生便覧 P11, 60					○	舗装再生便覧 平成22年11月 P11, 60	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	「%」を全角に統一。				

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)		
舗設現場	必須	再生アスファルト混合物	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	舗設現場	必須	再生アスファルト混合物	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	平成22年11月	記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められるとき。 印字記録の場合: 全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61				平成22年11月									
			粒度(75μmフルイ)		75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	平成22年11月													
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	平成22年11月													
	その他	水浸ホイールラッキング試験	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	舗設現場	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認		○	舗装施工便覧 P255 舗装再生便覧 P28	平成18年2月	「%」を全角に統一。
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28			平成18年2月									
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28			平成18年2月									
	必須	外観検査(混合物)	外観検査(混合物)	目視		随時				舗装再生便覧P60, 61	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視			随時			舗装再生便覧 P60, 61	平成22年11月	漢字変換ミスの修正。 記号・数式のスラッシュ( / )を全角に統一。ただし単位は半角(例: m/s)。 「%」を全角に統一。
			温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			舗装再生便覧P60, 61			平成22年11月									
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アスしよりの場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡: 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			舗装再生便覧P60, 61, 135, 136	平成22年11月												
31 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○		31 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○				
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。							JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。							
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRzとする。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRzとする。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)									工 程	改定案(平成27年3月)									改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準(改定後)		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			
			ベベル精度	計測器による計測					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			ベベル精度	計測器による計測					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440			
			真直度									道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	真直度								道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 I 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 I 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460		
			型曲げ試験(19mm未調裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460				型曲げ試験(19mm未調裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460		
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460		
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460				マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460		
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部さす検査 18.4.7内部さす検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478				非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部さす検査 18.4.7内部さす検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478		「-」を全角に統一。
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460				マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460		
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459				引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書をもって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	「%」を全角に統一。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459				曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成25年3月)								工 程	改定案(平成27年3月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす寸法での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす寸法での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477		
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	「一」を全角に統一。	
			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手にあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手にあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4に各継手の強度等級を満たす寸法でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472		
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	「%」を全角に統一。 「一」を全角に統一。	
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてはならない。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473				外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてはならない。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例:m/s)。 不等号(<、>)を全角に統一。
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内になるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473				外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲してはならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内になるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473,474	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473,474		